令和6年度 第3回競技本部理事会

令和5年(2023年)9月13日 改正

#### 新旧対照表

新旧対照表		
現行	改正案	備考
3 3 5	3 3 5	
フリースタイル公認技術代表規程	フリースタイル公認技術代表規程	
(趣 旨)	(趣 旨)	
第1条 この規程は、競技本部規程第1条の事業を遂行するため		文言修正
に、フリースタイル(以下「FS」という。) 競技の公認技術代	遂行するために、フリースタイル(以下「FS」という。) <mark>公認</mark>	
表に関して必要な事項を定める。	技術代表を置き、競技の公認技術代表に関し必要な事項を定め	
	る。	
(目 的)	(目 的)	
第2条 FS競技の厳正、公平、円滑な運営を図り、その権威を		
保持するために公認技術代表を設ける。	保持するために公認技術代表を設ける。	
NIT / O'CONCEMENT NACE IN 1/ O'S	NATIONAL MATERIAL OF THE PROPERTY OF THE PROPE	
(任 務)	(任 務)	
第3条 公認技術代表の任務は、次の各号に掲げる事項とする。	第3条 公認技術代表の任務は、次の各号に掲げる事項とする。	
(1) 本連盟を公式に代表し、責任をもって処理する。	(1) 本連盟を公式に代表し、責任をもって処理する。	
(2) 組織委員会を助ける。	(2) 組織委員会を助ける。	
(3) 競技会の準備と遂行を統括監督する。	(3) 競技会の準備と遂行を統括監督する。	
(4) 公式記録と競技会の内容を本連盟に報告する。	(4) 公式記録と競技会の内容を本連盟に報告する。	
(受検資格)	(受検資格)	
第4条 公認技術代表を受検する者(以下「受検者」という。)	第4条 公認技術代表を受検する者(以下「受検者」という。)	
は、本連盟の登録会員であって、かつFS競技に精通し、 <mark>加盟団</mark>	は、本連盟の登録会員であって、かつFS競技に精通し、次の各	加盟団体長の推薦は必要と
体長の推薦を受け、 次の各項に該当する者とする。	項に該当する者とする。	   しない為削除
2 受検者は、受検する年の1月1日現在で、25才以上の者とす	2 受検者は、受検する年の1月1日現在で、25才以上の者とす	
る。	る。	
3 本連盟が <mark>公認</mark> する技術代表 <mark>講習会</mark> に参加した者とする。	3 <u>受検する年の1年以内に、</u> 本連盟が <u>実施</u> する <u>公認</u> 技術代表 <u>研</u>	文言修正
	<u>修会</u> に参加した者とする。	
4 次の各号に掲げる事項の一つに該当している者とする。	4 次の各号に掲げる事項の一つに該当している者とする。	
(1) 全日本スキー選手権大会、国際FS競技会、本連盟公認FS	(1) 全日本スキー選手権大会、国際FS競技会、本連盟公認FS	
競技会等において、係長以上の業務に3回以上携わった者	競技会等において、係長以上の業務に3回以上携わった者	
(2) 本連盟のFSA級及びB級公認審判員	(2) 本連盟のFSA級及びB級公認審判員	
(3) 長年にわたってFSの専門委員に選出され、競技会の指導に	(3) 長年にわたってFSの専門委員に選出され、競技会の指導に	
携わった者	携わった者	
( <del>講習・</del> 検定会等)	(検定会等)	
第5条 受検者は、前条の規定を満たし、所定の講習・検定会に		文言修正
参加しなければならない。	なければならない。	
2 講習・検定会に関しては、公認技術代表細則の定めるところ		
による。	るところによる。	
3 合格者は、理事会の承認を受けて公認する。	3 合格者は、理事会の承認を受けて公認する。	
4 公認された者は、所定の手続きをしなければならない。	4 公認された者は、所定の手続きをしなければならない。	
(研修会)	(研修会)	
第6条 公認技術代表は、資格取得後、2年に1回は、本連盟主		
第6条 公認技術代表は、賃格取得後、2年に1回は、本連盟主催の技術代表研修会に参加し、新しい知識を習得し、正確な競技		
運営について研鑽しなければならない。FIS技術代表資格者		
	左口に / 「 、	

は、FIS主催の技術代表研修会への参加をもって本連盟主催のは、FIS主催の技術代表研修会への参加をもって本連盟主催の

技術代表研修会への参加に替えることができる。SAJ技術代表 資格者は、本連盟が特別に認めた場合はFIS主催の技術代表研 修会への参加をもって本連盟主催の技術代表研修会への参加に 替えることができる。

#### (更 新)

第7条 更新は、2年に1回本連盟主催の技術代表研修会に参加することにより行う。FIS技術代表資格者は、FIS主催の技術代表研修会への参加をもって本連盟主催の技術代表研修会への参加に替えることができる。

2 SAJ技術代表資格者は、本連盟が特別に認めた場合はFI S主催の技術代表研修会への参加をもって本連盟主催の技術代 表研修会への参加に替えることができる。

### (資格の停止)

第8条 公認技術代表で、次の各号に掲げる事項の一に該当する者は、技術代表としての活動を停止する。

- (1) 所定の研修会に2年続けて欠席したとき。
- (2)会員登録料及び年次登録料を納期までに納入しないとき。
- (3) F I S公認競技会及び本連盟主催公認競技会の役員として、 3年続けて不参加の場合

### (資格の喪失)

第9条 公認技術代表で、次の各号に掲げる事項の一に該当する 者は、理事会の議決によって、その資格を喪失するものとする。

- (1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき。
- (2) 正当な理由なく、所定の研修会に、3年続けて欠席したとき。
- (3) 競技会への協力要請に対し、正当な理由なくこれを拒否したとき。
- (4) 公認技術代表が正当な理由により辞任を申し出たとき。
- (5) その他公認技術代表としての体面を汚すような行為があったとき。

# (公認料及び年次登録料)

第10条 技術代表に公認された者は、各種公認・登録料金一覧 表に定める公認料及び年次登録料を公認時に納入し、次年度から の年次登録料は、他の登録料等と同時に本連盟へ納入しなければ ならない。

# (細 則

第11条 この規程の運営に関する事項は、別に定める。

# (規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、競技本部理事会の議決による。

平成 27 年 12 月 15 日 改正 令和 元年 10 月 13 日 改正 技術代表研修会への参加に替えることができる。SAJ技術代表 資格者は、本連盟が特別に認めた場合はFIS主催の技術代表研 修会への参加をもって本連盟主催の技術代表研修会への参加に 替えることができる。

### (更新)

第7条 更新は、2年に1回本連盟主催の技術代表研修会に参加することにより行う。FIS技術代表資格者は、FIS主催の技術代表研修会への参加をもって本連盟主催の技術代表研修会への参加に替えることができる。

2 SAJ技術代表資格者は、本連盟が特別に認めた場合 はFIS主催の技術代表研修会への参加をもって本連盟主催の 技術代表研修会への参加に替えることができる。

#### (資格の停止)

第8条 公認技術代表で、次の各号に掲げる事項の一に該当する 者は、技術代表としての活動を停止する。

- (1) 所定の研修会に2年続けて欠席したとき。
- (2)会員登録料及び年次登録料を納期までに納入しないとき。
- (3) F I S公認競技会及び本連盟主催公認競技会の役員として、 3 年続けて不参加の場合

#### (資格の喪失)

第9条 公認技術代表で、次の各号に掲げる事項の一に該当する 者は、理事会の議決によって、その資格を喪失するものとする。

- (1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき。
- (2) 正当な理由なく、所定の研修会に、3年続けて欠席したとき。
- (3) 競技会への協力要請に対し、正当な理由なくこれを拒否した
- (4) 公認技術代表が正当な理由により辞任を申し出たとき。
- (5) その他公認技術代表としての体面を汚すような行為があったとき。

# (公認料及び年次登録料)

第10条 技術代表に公認された者は、各種公認・登録料金一覧 表に定める公認料及び年次登録料を公認時に納入し、次年度から の年次登録料は、他の登録料等と同時に本連盟へ納入しなければ ならない。

# (細 則

第11条 この規程の運営に関する事項は、別に定める。

# (規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、競技本部理事会の議決による。

平成 27 年 12 月 15 日 改正 令和 元年 10 月 13 日 改正 令和 5 年 9 月 13 日 改正

改正日追加